

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(閣法第九号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行われる国土調査について、これを一層促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土調査促進特別措置法の一部改正

- 1 平成二十一年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成二十二年度を初年度とする計画を策定する。

- 2 国土調査事業十箇年計画の対象となる国土調査事業として国の機関又は都道府県が実施する基本調査に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加する。

二、国土調査法の一部改正

国土調査の円滑化等を図るため、事業主体たる都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国

土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行する。